

## 奈良市通院移送費裁判奈良地裁判決に対し控訴しないよう求める要請文

2018年3月27日、奈良地方裁判所は平成27年(行ウ)第31号保護変更申請却下処分取消等請求事件について、原告の訴えを認め、処分の取り消しを認めました。

本件訴訟は、本来医療扶助から支給される通院移送費制度について、奈良市福祉事務所が本人に制度を教せず、また本人から相談があったにも関わらず生活扶助から費用を捻出するよう指導した事案です。

2010年に厚生労働省局長より通院移送費制度について要保護者に対して給付手続きを凶るよう通知されたにも関わらず、奈良市では周知文書を作成せず、市民団体に指摘され2014年になって文書を作成するという状況でした。しかも文書には事前手続きが必要な旨の記載はなく、厚労省の提示したひな形文書とはかけ離れた内容の文書でした。

奈良市保護課は、ケースワーカーの記録漏れの可能性が否定できないとして、過去にさかのぼって医療移送費の支給を行うと課長名義で本人に通知しながら、その後態度を翻し申請を却下しました。

奈良市生活保護課元職員尋問では、ケースワーカーひとりあたりの標準数80を大きく超える90から140世帯を担当していることが明らかになりました。その他、医療移送費について指導助言しなかった、医療移送費という制度のことは覚えていないし分からない、医療移送費は(医療扶助ではなく)生活扶助費のなかでまかなうよう努力してもらおう、などと5人の元職員がそれぞれに証言しました。厚労省通達と逸脱した発言に、福祉行政を担当する職員の専門性と質を疑わざるを得ない内容でした。

原告は闘病中の身でありながら裁判闘争を継続しました。行政は生活保護受給者だから、施しを受けている身だから軽視して何をしても良いと思っているのではないかと、他にもたくさんいる同じような立場の方々が、自分と同じような不当な扱いを受けることがないよう、福祉行政の体質、あり方を根本的に改善、是正してほしいと心から願っているからです。

今回の判決で原告に対する取扱いが違法であったと判断された以上、行政は今後の運用を改めなければなりません。仮に奈良市が控訴すれば、原告をさらなる裁判闘争にさらすことになり、その負担ははかり知れません。また、原告と同様の境遇にある人々の命・健康・暮らしを脅かすこととなります。奈良市に良心があるならば、原告に人道的な配慮をし、控訴せず判決を受け入れるべきと考えます。

奈良市が、判決を真摯に受け止め、控訴することなく本件裁判を確定させることを強く求めます。

【その他意見】

2018年 月 日

氏名	住所
----	----

【問い合わせ先】

奈良生活と健康を守る会

奈良県奈良市肘塚町291-30

電話番号 0742-31-1593